

民間資金等活用事業推進委員会
第6回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第6回事業推進部会
議事次第

日 時：令和3年3月4日（木）10:00～12:01

場 所：オンライン会議

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 事後評価等マニュアルの策定について
- (2) 民間提案推進マニュアルの改定について
- (3) 公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について
- (4) その他

3. 閉 会

○井村企画官 定刻となりましたので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会の第6回事業推進部会を開催いたします。

事務局であります、内閣府民間資金等活用事業推進室で企画官をしております、井村でございます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席者ですけれども、構成員11名様御出席ということで、定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立していますことを御報告申し上げます。

それでは、以後の議事につきましては、北詰部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○北詰部会長 部会長の北詰でございます。

本日は「その他」を含めまして、議事が4つございます。円滑な審議に御協力いただければと思います。

それでは、議事（1）に参ります。事務局より議事（1）の説明をお願いいたします。

○事務局より、資料1「事後評価等マニュアルの策定について」を説明。

○北詰部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお受けいたします。どなたからでも結構でございますので、よろしく願いいたします。

では、山口委員からお願いします。

○山口委員 青山学院大学の山口です。御説明ありがとうございます。

1点確認をしたいのですが、資料1-2の事業評価の様式の例ということで、別紙のところなのですが、この1-2の「重要業績評価指標」ということで「利用者数」「収入」「稼働率」「利用者満足度」というものが例としてありまして、これは数値を記入するところがあるのですが、それぞれ1本の数字になっているのです。そうすると、KPIといった場合に、そもそも公共側が発注する段階で想定する基準値みたいなものと、民間事業者が提案したときに設定した目標値と実績値があると思うのです。実績値については、恐らくこの2番の「事業評価」のところ、施設の利用状況サマリとか、そういったところで書いていくのかなとは思っているのですが、この1-2の「重要業績評価指標」でそれぞれ1本の数字で出すものは、どの数字を想定しているのですか。実績値を想定しているのか、事業者が提案した目標値を想定しているのか、それとも、公共が事業計画段階で想定している基準値を想定しているのか、これが何を記入すればいいのか分からないということと、当然KPIに基づいて評価をするといった場合に目標の達成度という形で評価をするので、基準値ないしは目標との対比ということになるので、そこら辺の扱いを明確にしないとこれでは分からないのではないかと思います。

以上です。

○井村企画官 この数値については、最初に公共で設定している目標を想定しております。

○北詰部会長 山口委員のお考えはございますか。

○山口委員 私は、事業者が提案の際、最終的に契約段階でこれで行きますというところで設定した目標値をベースにしたほうがいいと思うので、その目標値を記入するのが適切なのではないかという気がします。

○北詰部会長 私も山口委員と同じ意見で、どちらかという民間事業者の提案の目標のほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○井村企画官 御意見をいただきましたように、実際に契約した後であれば、民間事業者が契約時点で提示した目標値のほうが適切かと思われま。いずれにしても、このKPIについてどの目標値を設定するかというところについては、明確にして書き込むようにしたいと思います。

○山口委員 よろしくお願ひします。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

次は黒石委員、お願ひします。

○黒石専門委員 黒石です。

パワーポイント資料の11ページ「ヒアリング結果のまとめ」のところと、15ページの「1. 事後評価等の目的」の冒頭にも記載があるのですが、事後評価の実施時期を期間満了4年前からやるべきだと明記するということが、ヒアリング調査等の結論としてマニュアルにも反映されています。これは議論の経緯を知らずに恐縮ですが、私自身はどんなものかなと思っているのですが、全く期中モニタリングをまともにしていなくて、情報収集や整理をしていないところは、それくらいからやらないといけないという現実問題は分かりますが、こういうPPPの委託、官民の関係の中で4年前からというのはあまりに役所手続側の論理過ぎないかなと個人的には思います。予算の都合もありますから、極力後ろから期間を短くするべくバックキャストで考えるべきだと思っていますので、最低1年半前から検討すべきだ、くらいにできないものかと個人的には思うのですが、その辺りの決定の経緯等を御説明いただけたらと思います。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

○井村企画官 次期事業手法の検討につきましては、次にもしPFI事業でやるとした場合に導入可能性調査のようなものをやらなければならないということで、それくらいの時期がかかるだろうということをおもひまで議論しており、基本的には4年前に着手しないと次期事業のPFI事業の検討は難しいということで、4年前と設定しております。次期事業について、PFI事業でもうやらないという判断が先に出ているのであれば、直前の1年半などでもできるとは思いますが、原則としてまずはPFI事業の検討を行ってほしいと我々は思っていますので、今のところは4年前ということで整理をさせていただいております。

○黒石専門委員 手続を踏む側の論理はそうだと思うのですが、もうちょっと極小化する意思を示すべきではないかと思うのですが、そんな意見は全くなかったということ

ですか。

○北詰部会長 御指摘の趣旨は、別に4年前と書いても構わないのだけれども、ちゃんとうまくやるところであったらもっと短くよりよく効率的にできるはずだから、このように書かれると一律みんなやらなければいけない雰囲気立ち込めるということだと思います。

○黒石専門委員 経常的な、毎年もしくは中間モニタリングなども全然していないのが前提みたいな言い方になっているのではないかと思い、4年、5年であれば環境変化もありますし、できるだけこういうものはその時点の環境にフィットした形でタイムリーな判断、意思決定がなされるべきです。とは言いながらも、役所の調達スケジュールや予算制度があるので、1年以内にとというのは難しいとは思いますが、いかがなものでしょうか。

○松本審議官 審議官の松本です。

私どもの問題意識として、PFI法ができて20年以上が経ち、ここ2年くらいにはかなりの件数のPFI事業の事業期間が満了されました。各自治体の状況を見てみますと、事後評価と次期事業の検討を別々にやるというのも手間がかかるものであり、また、どうしてもその事業の状況をサマライズしないと次期事業の検討ができないものですから、1年半や2年前から一体的に次期事業を検討している場合が多くあります。そうした場合、検討期間が短かったために、次期事業ではPFIが選択肢になかったという例も実態として出てきており、次期事業もPFIでやるというのは非常に少ないのが実態でございます。こうした実態に非常に問題意識があるため、もし次期事業でPFIを検討するのであれば、どのくらい遡って事後評価等をすべきかということで、そこに視点を当てて今回御議論をさせていただいているというのがこれまでの状況でございます。

確かに、PFI事業を完了して、もうPFI事業をやらないという場合には、おっしゃるように4年前にやる必要はないと思います。ただ、次期事業をどういう方式でやるのかとなった場合に、オペレーションだけの場合でもPFIであればVFMは出てくるわけでございますし、また、その他の問題意識として、指定管理では現場の発案によるいろいろな経営の改善といったことはなかなか難しく、実態上、最低賃金クラスの非常勤の職員で運営される場合も多くございますが、そういうものに比べても、PFIで正職員にやっていただいたほうが地方の活性化という意味でも非常にいいのではないかと、という点もあります。そういったことも含めて、PFIの検討ができるような期間を少し意識してマニュアルに入れたほうがいいのではないかと、というのが私どもの考え方でございます。

黒石先生がおっしゃるように、機動的にやるというのは本当に重要なことだとは思っておるのですが、実態上見てみますと、期間がないから結局検討できなかったというのも多くございますので、その辺りのバランスをどうするかという点についても御意見をいただければと思います。

○黒石専門委員 全く同意です。本当に現場はそんな感じで、その辺りを考えて早めに動いていないし、職員の異動も2年単位でそこまで中期的なビジョンで考えていないので、やっていないから、時間がないからできませんでしたとか、もっと瑣末な例ではトップの

そのときの顔色を見ながら流れだけで決めているような事例もあるので、ちゃんと検討しましょうということは全く大賛成です。ですから、予算制度等の都合も考えて、最低2年前から検討するべきみたいな書き方にしておかないと、4年も5年も前から検討しなさいというのがマニュアルにあったら、またこのPFI事業は手間がかかって面倒くさいしコストもかかる、できるだけ忌避しようみたいなムードにならないかなというのが個人的懸念です。問題意識と趣旨は全く同意です。

○北詰部会長 内閣府さんの趣旨は、次期も、正しいかどうかは分からないけれども、もしPFIを導入する可能性があるのならば十分な時間を取りたいということで、要するに、PFI事業を推進するという意図でこのマニュアルを書こうとしている。黒石委員も、実はそうやって書くとかえって面倒くさがってPFI推進にならないのではないかという趣旨で御発言いただいているわけですので、少し書きぶりについて内閣府で御検討いただくということで、よろしく願いいたします。

○黒石専門委員 お願いします。

○北詰部会長 では、難波委員、お願いします。

○難波専門委員 難波です。

幾つかありまして、次期の検討に当たっての話が出ていたのですけれども、私も似たような問題意識を持っていて、今、PFIの事業等だと、要件水準で求められる引継ぎの作業はおおむね1年半から2年ぐらい前からやられている事業が多いかと思えます。それに対していきなり4年前からと言われると、特に地方だと選挙のスケジュールなども4年単位であったりすると、なかなか次を考える、次をやるやらないというところもその時点では決まっていないところも多いのではないかというところもあります。ですから、例えば公共としてここをやらなければいけない、民間はここをやってくださいというのをある程度選別して分かりやすくした上で、まずモニタリングでこういうデータは少なくとも拾っておくよという話であったり、引継ぎの中でこういう対応をしてくださいといったところをもう少し分かりやすく整理していただければ、公共としての検討と民間を巻き込んでやらなければいけないことは必ずしも同一ではないと思うので、そこはもう少し整理していただければと思います。

もう一つが、先ほど、地域の活性化にPFIが資するのではないかというお話があったのですが、その割にはこの評価の項目の中で社会的な側面の評価がなされていないのではないかと見受けます。私どもの大学でも、国連等のPPPの作業部会等では最近は大レビュー・フォー・マネーより大レビュー・フォー・ソサエティーといったことを言い出したりしていて、そういった部分をちゃんと評価しようという動きがあるので、例えば地域の経済の活性化だとか雇用の継続性、雇用の創出にどれぐらい役立っているとか、地域資源の活用みたいなところをもう少し評価できる内容、最近ではかなり民間事業者さんの提案の時点ではそういった項目が挙げられてきているので、それをちゃんと拾っていきけるようにしていただければと思います。

以上です。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

○井村企画官 モニタリングの関係ですが、マニュアルの本体の5ページ目で、モニタリングについて管理者でやるセルフチェックや中間評価、指定管理者制度を活用してモニタリングを実施していくということで、どういったところについてモニタリングを事前にやっていくということも書いております。官と民でどういった分担にするかということについて、もう少し分かりやすく整理できるようにしたいと思います。

評価のところ、社会的側面の評価についてですけれども、難波委員がおっしゃったような雇用の関係や地域に対する効果ということについて、今のところ、後ろのほうに評価シートというものを整理しておりますけれども、そういった観点、少し抜けているところもございますので、追記できるところは追記したいと思います。ありがとうございました。

○北詰部会長 それでは、宇野委員、下長委員、福島委員まで御意見をいただいて、そこで時間の都合上、次の議題に進めたいと思います。

まず宇野委員、お願いします。

○宇野専門委員 横浜市立大学の宇野でございます。

私からは3点ございます。1点目は期間に関してなのですが、少し長過ぎるのではないかという話もありましたが、私は4年くらい必要なのではないかと考えております。と申しますのは、これはあくまでも行政側での検討をどれぐらいの期間をかけるかということであろうかと思っておりますので、大規模修繕が必要なのか、次期10年から20年を考えてその施設をどうするかということの検討、情報整備、それから修繕の必要性の検討などを考えると、それぐらいの期間は必要なのではないかと考えております。その期間の中で、実際に民間を巻き込んで検討するというのもう少し短時間で済むのかもしれませんが。期間に関して、そういった整理が必要と考えております。

2点目が情報の整理に関してです。マニュアルの7ページ目に情報提供の協力要請が必要ではないかと書かれているかと思うのですが、情報が必要だということはとても大切で、協力要請ということも重要かと考えております。ですから、これで構わないなと思ってはいるのですが、一方で、情報提供を要請したとしても情報が十分に整備されていないと、そこで民間企業に負荷がかかります。そのため、必要な情報を少なくとも保存して整理してもらうように初めから示しておくという観点も必要なのではないかと思います。また、修繕履歴などの情報自体を最終的に開示していかないと競争性が確保できないということもマニュアルに書かれています。これもバランスだと思うのです。情報提供を受けて、細かなデータをたくさん出してもらって、それを全部開示しますよということが民間企業の負担になり過ぎないか。そうしたバランスも重要なのではないかと考えておりますので、もし協力要請をする、保存をしてもらうということであつたら、どの程度の情報の詳細性が必要なのかということについて、民間企業側から見た内容の限定も必要

ではないかと感じました。

3点目は社会的な面についての評価ということで、私も何らか記述があることについて賛成しております。

以上です。

○北詰部会長 お願いします。

○井村企画官 3点ございましたけれども、1点目の期間は4年ぐらい必要ということで、公共側が検討を開始するには大規模修繕を踏まえるとそれぐらい時期がかかるということで御意見をいただきました。民間を巻き込む時期については少し検討が必要ではないかということもございましたので、基本的には公共のほうで検討するのが4年前からということ意識してマニュアルのほうをつくっていますけれども、もう少し民間の負担が減るようなことについて記述できるのであれば記述したいと思います。

2点目の御意見でございますけれども、情報の整理に当たって民間事業者に対して協力を要請するということでございますけれども、これから契約するようなPFI事業については、契約段階においてどういった情報を整理するかということについて最初から整理することが重要だと思っておりますので、あとはどういった情報、限定的にするかということについて整理が必要だと思っております。収集した情報を開示する内容とのバランスについて整理が必要ではないかという御意見がございましたので、開示する情報の記述について追加できるのであれば追加をしたいと思っております。

3点目の社会的側面の評価についてですけれども、先ほどの難波委員からの意見と同様に追記する方向で検討したいと思っております。

以上でございます。

○北詰部会長 特に情報の部分については詳細性というキーワードを宇野先生がおっしゃっていて、項目もさることながらどういうスペックでということをおろそかにしておかないと、結局細かい情報を束ねるのは簡単だけれども、粗い情報を細かくするのはほぼ無理なので、それはこうならねばならないとやってしまうと負担になるのだけれども、ある程度できるだけ早い段階でその詳細性について分かるような情報にしていただければと思います。

宇野委員、よろしゅうございますか。

○宇野専門委員 ありがとうございます。

○北詰部会長 では、下長委員、よろしく申し上げます。

○下長専門委員 1点ですが、マニュアルの7ページ以降に「事業の収入・費用等の内訳整理」という項目がありまして、これについて、次期事業の予算措置のために内訳等について資料提供を事業者に求めるような記述、それを公募資料等に協力要請を明記するという記述があるのですが、これは事業者にとって、今どういうお金で下請等に発注しているかというのはかなりデリケートな情報になるかと思っております。特にPFI事業の場合、長期間の間にコストオーバーリスクを民間に振っている中で、最終的にコスト削減をして、残りの

最終年度辺りはかなり効率化が図られて、大幅にコスト削減が達成されている可能性があると思うのです。それをもってして、それでできるのだから次期事業はそれを予定価格に置くよというのは、公共にとっては非常に有利な話なのですけれども、民間事業者からしたら、間でコストオーバーも経験した中で最終的に頑張ってきたコスト削減効果を全て開示するというのは、かなり負担なるかと思えます。

費用をガラス張りにするかどうかの議論というのは、かなり奥深い議論がまだ残っているのかなと思っていて、簡単に民間事業者にオープンブックさせるというのは、若干PFIの参加意欲に関連するかと思っていて、安易に費用の実態をオープンにせよということを求めるのはよくないのではないかと考えています。少し民間事業者等の意見も聞いた上でどんな形がいいのかを検討したほうがいいのかと思います。私の案としては、費目の内訳、構成比、今発注しているサービス購入料の費目について内訳の比率を示せというのはいいかと思うのですが、一体幾らの実費がかかっているのかというのをオープンにするのは、民間にとってはつらいのではないかと感じます。

以上です。

○北詰部会長 いかがでしょうか。

○井村企画官 貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

我々ももう少し実態を把握した上で、どういったところまで事業者に求めるかということにつきましては検討させていただきたいと思います。

○北詰部会長 割と大切なところだと思いますので、よろしくをお願いします。特に内閣府さんから民間に直接聞いても、なかなか民間はしゃべりにくいところがあると思いますので、その辺も踏まえて実態に即した形でお願いします。

福島委員、よろしくをお願いします。

○福島専門委員 私からは1個確認だけだったのですが、その前に、先ほどから年数の話が話題になっていますので、前回その質問を私のほうでさせていただきまして、改めて。たしか基本的な考えを以前につくったときには3年という数字が出ていて、取りまとめを始めますというところで4年程度前からという形で4という数字が出てきて、結構この3と4という違いも大きいですね、というお話をたしか前回させていただいたのです。ですから、議論の中でずっとこの3と4という数字はいずれも同じ意味で出てきていてこの中で議論されているので、そこに関しては僕も違和感はないのですが、先ほどまさに北詰先生がおっしゃったように、パワーポイントや基本的な考え方で見ている分にはよかったのですが、4年程度前から始めるというところがマニュアルで結構多発するのです。すごく最悪なケース、4年程度前から始めなければいけないと見えてしまっていて、自治体さんの側がいろいろな経緯で遅れました、もう3年前になってしまいましたというときに、うちは4年前から始めていないから今からでは遅いのだ、PFIの検討はできないのだとなってしまうと最悪な感じになると思うので、結論から言うとやはり書きぶりで、もう少し望ましいであるとか、マストは2年前であるとかというような書きぶりを

少し工夫されたほうがいいかなという気はいたします。

それは前段で、確認は1個だけ非常に単純なことです。この中でもかなり議題になっていたと思います。例の事後的にバリュー・フォー・マネーの評価をするという話ですけれども、肝腎なところが実は聞き取りづらかったので確認だけなのですが、結局事後的なバリュー・フォー・マネーに関しては触れていないということでもよろしいのですか。マニュアルの中を見ると、事業者選定時のバリュー・フォー・マネーを確認する、整理をするという文言は出てくるのですけれども、事後の話は一切出てきていないように見えるのです。その確認をさせていただければと思います。

以上です。

○北詰部会長 よろしく申し上げます。

○井村企画官 1点目の着手の年数につきましては、少し書きぶりについて検討したいと思います。

バリュー・フォー・マネーの関係ですけれども、これは昨年の基本的な考え方の整理のところでもやっているのですが、着手時のバリュー・フォー・マネーとの比較を行うということで整理しておりますので、期間満了後のバリュー・フォー・マネーについては算定をしないという整理をしております。

○北詰部会長 ありがとうございます。

先ほどの期間の書きぶりについては、下長委員、あれは賛成という意味ですね。

○下長専門委員 そのとおりです。

○北詰部会長 先ほど申し上げましたように、まだ議題がもう少しございますので、一旦ここで切らせていただいて、さらに追加の御意見、御質問がある場合は、後日、事務局にメール等で御連絡をいただければと思います。皆さんで情報共有ができない点は問題ですが、よろしく御協力のほどお願いします。

それでは、事務局より議事（2）の御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局より、資料2「民間提案推進マニュアルの改定について」を説明。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。どなたか御意見ございますでしょうか。

では、また山口委員からお願いします。

○山口委員 山口です。

御説明ありがとうございました。このマニュアルなのですが、PPP/PFIについて、豊富な経験やノウハウを持っている自治体はあまり問題なくて、経験値の乏しい自治体にとっては非常に重要なものだと思うのです。そうすると、結局PFI法第6条による民間提案とPFI法第6条によらない民間提案、ここでは3つのパターン、こういったものと挙げているのですけれども、結局自治体としてどの方法を使うのが適切なのかという取捨選択が一

番困るところだと思うのです。そうすると、最初の1番のところでは各手法のメリットやデメリットであるとか、あるいはどのような場合にどの方法というある程度の説明がないと、実際にどの方法を選択するかと決めた後の手続についてかなり詳しく書いているのですけれども、その一番前さばきというか、その部分は結構重要なのではないかとは思っています。今回のマニュアルの中で反映し切れないのであれば次年度以降でも構わないのですけれども、その辺り、各手法のメリットやデメリットであるとか、どのような場合にどの方法を用いればよいのかというところをもう少し整理して、一番最初のところに入れてあげたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○北詰部会長 よろしく申し上げます。

○井村企画官 経験値の乏しい自治体がこのマニュアルを見たときに、少し最初の選択のところでは分かりにくいのではないかという御指摘でしたが、各手法のメリットやデメリットについても整理したほうが良いということでございましたので、どこまで今回整理できるか分かりませんが、もう少し最初の民間提案についての説明のところ、説明できるところについては追記をしたいと思っております。

○北詰部会長 山口委員、よろしゅうございますか。

○山口委員 はい。

○北詰部会長 自治体の特性に応じて整理できるといいですね。ありがとうございます。

難波委員、お願いします。

○難波専門委員 御説明ありがとうございます。

私からは2点ありまして、今、山口委員からのお話にもあったところに少し関連するのですけれども、どの手法をするかによって、公共側として例えば体制を整備しなければいけないとか、あるいは外部有識者を置かなければいけないとか、いろいろな負担が生じるものもあると思います。今、11ページに受付・問合せ窓口を設置するのがいいですよというところはあるのですが、そういったところに企画・財務担当部局などと円滑に連携しなさいというだけではなくて、例えば入札のときにどういう加点評価をするのであればどういう検討が必要であるとかということももう少し書き込んでいただけたほうがいいのではないかと思います。そうでないと、今みたいにサウンディングはやるけれどもインセンティブは与えません、みたいなものが乱発される状況が続くのはあまり望ましくないと思うので、そういった部分も最初から認識を公共の側にもしていただくところが必要かと思っています。

もう一点目が、恐らく今回のものに盛り込むことは難しいのだと思うのですが、将来的に例えば提案者の知的財産の買取りなどを検討されてはどうかと思います。今はあくまでも事業の実施者が提案をする形になっていると思うのですけれども、諸外国では知的財産の買取りをする制度を導入しているところもあります。特に6条提案のように後から公募がついてくるような場合であれば、検討の部分で提案はするけれども、実施者に自分はな

るつもりはないという事業者ももしかしたらあるかもしれないので、そういった部分は将来的に検討されてはどうかと思います。

以上です。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

○井村企画官 ありがとうございます。

1点目の受付窓口のところ、インセンティブを与える場合などについてはもう少し具体的に記述する必要があるのではないかとございましたので、記述できる内容については記述したいと思っております。

2点目の知的財産の買取りの件でございませけれども、少し将来的な課題として受け取らせていただきたいと思ひます。

以上です。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

買取りもそうですが、要は、提案をしたいけれども実行はしたくないという者の存在は常に頭の片隅に意識しておかないといけないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そういたしましたら、黒石委員、お願ひします。

○黒石専門委員 黒石です。

今回の御提議された内容についてはないのですけれども、今の難波先生と同じく、こういう根本的な問題意識として、そもそも論ですけれども、政府調達改革を我々は言い続けるべきだと思ひているのです。先般のコロナショックのときの持続化給付金問題に端を發して、政府調達の在り方を会計士協会としてもこれから問題提起していくのですけれども、このPFI/PPPの調達に議論された当時、もう20年前から同じ問題意識ですが、旧会計法の手続規制に縛られて、できることを何とか頑張ろうとしている窮屈な世界ですので、本當の競争的対話が我が国の現在の既存の法体系の中ではできない状況になっています。これについて、時代環境に依じてそういう弾力的な政府調達ができるようにすべきだと。堂々と手続規制だけクリアすれば全てコンプライアンス上オーケーなのではなく、少々リスクを取って、少々踏み込んだ民間提案を受け入れて、行政側もリスクを取って新しいチャレンジをする。ただし、それをベースレビューという形で途中レビュー、事後レビューされたときに、本當にフェアではない、本當に不適切だとなったときには厳罰を科すみたいな柔軟性の付与と、正しいフェアな立場からの第三者チェックでフェアネスをもう一回検証する。そういう新しい政府調達制度に変えていくべきなのではないかと思ひています。そういう問題意識を常に持ち続けて、今できることに対するマニュアル化、提言も大事ですけれども、その根本意識も常に言い続けるべきなのではないかと思ひています。

もう一つ、もっと根本的な話で、それこそ全国の水道PFIコンセッションの中でも問題が顕在化しているのですけれども、こういう政府調達の民間提案制度、できること、あらゆることを頑張っても、そもそも事業構造体自体ごと詳細化、ばらばら化され過ぎていて、

もっと広域的にやらないといけない、広域地域のプラットフォーム主体みたいなものをつくっていかないといけないみたいな構造的問題をはらんでいますので、こういう調達段階のできる以前のもっと地盤の部分を政府としては環境整備のために準備していくべきなのではないかと思えます。広域自治体で共同プラットフォーム組織を設立するとか、先導的自治体ではそういうチャレンジングな取組は幾つか始まっていますので、こういう構造的問題についての取組についても政府としてやっていくべきなのではないかと思えます。

以上です。

○松本審議官 政府調達全体といいますと、その中でこのマニュアルという話なものですから、黒石先生の御意見を踏まえながら関係の部局、私どもではなくて政府調達の部局もございますので、そういうところとも問題意識を共有していかなければいけないと思えます。

また、上下水道等の生活インフラの問題というのは、当然人口が減ってまいりますので再整備も必要なところはあるわけですが、その辺りにつきましては経済財政諮問会議でも、広域化やあるいは民間活用、PFI推進をしてコスト削減をしっかりとやっていかねばならず、人口が減ると自動的に料金が上がる、というわけにはならない、というところをしっかりと私ども政府としても意識をして、具体的には厚生労働省なり国土交通省で広域化等の検討を進めている状況でございます。

○北詰部会長 私もこのPFIやPPPの研究を始めようと思いはじめたうん十年前に、この仕組みが今やっている公共サービスの調達のいろいろな課題に対して改善するような風穴をいっぱい開けられるのではないかと、この仕組みが今の問題を打破できる一つのきっかけになり得るのではないかと思ってこの研究を始めた経緯がありますので、結構多くの方々がそう思って期待をした時期があるのです。ですから、例えば今日の部会や推進委員会の枠組みでどこまで議論できるかという話は当然整理としてあるわけですがけれども、いろいろなマニュアルや仕組みをつくっていく中で、政府内の力学を現実的に踏まえながら、ちょっとずついろいろなところに仕掛けや地雷というものを仕掛けておいて、そういう調達の仕組みの大変革に対する下地というか、伏線みたいなものをあちこち張るような意識を少し置いておいていただくと、我々もこういった議論をする場面においてもそういった御意見を積極的に拾っていくような内々の雰囲気というか合意は持っておきたいなど、そう思っています。黒石委員の御発言などは、皆さんも少なくともそうお思いの意識は共有しているような気がしますので、そんなことも皆さんのまた腹の中に落とし直していただければと思います。

福島委員、チャットで御指示いただきましたけれども、この段階で福島委員から御発言いただけますか。

○福島専門委員 これは以前のPFI事業民間提案推進マニュアル、平成25～26年のものを改定しようとしているのだと思うのですけれども、事例などがもしかすると古いものが交じっている可能性もあるので、その辺を確認しておいてくださいというお願いでした。少

なくとも、マニュアルの13ページで神戸市さんの「公民連携推進室」というタイトルになっているのですが、多分もうこの室はないはずですが、企画調整局さんの中に機能はあるのですが、「企画調整局つなぐラボ」という名前が変わっているはずなので、5～6年以上前のマニュアルなので、その辺を再確認されたらどうかということでした。

以上です。

○北詰部会長 これは内閣府さん、更新をお願いします。

では、二本松委員、よろしくをお願いします。

○二本松専門委員 御説明いただき、ありがとうございます。

1点だけ意見なのですが、資料2-2のマニュアルのほうですね。「提案書の記載項目」というところで、ちょうど17ページの真ん中辺りに「本マニュアル別冊には、提案書の参考様式として、『提案書（フォーマット例）』を添付しています」ということで最後のほうに別紙が全部出てくるのですが、この別紙を見ると、かなり負担が大きいなと感じてしまうところがあります。特に最近、民間のいろいろな関係者からも民間提案はどうやってやるのですかという問合せも結構いただいたりするので、17ページの最後のほうに、各事業の検討状況や民間事業者に期待する提案内容の観点を踏まえて、必要に応じて提案の内容や様式等を簡易化することが有効ですと書いてあるところを、別紙の頭のところに、今は単に別のフォーマットで民間提案を行うこともできますとしか書いていないのですが、これをかなりもうちょっと簡略化してもできますよというところをアピールしていただくと民間提案の推進に少しつながるのではないかと思います。意見させていただきます。ありがとうございました。

○北詰部会長 よろしいですか。

これは提案を受けてから採用しそうになったらまた民間と議論ができるので、簡単に提案してもらってもいいのではないかと思います。内閣府さん、いかがですか。

○井村企画官 今載せているフォーマットは6条提案のフルフォーマットを載せているのですが、それを簡素化したものについて少し整理して、簡素化した場合はこういったものかというのを例示できれば例示したいと思います。

○北詰部会長 よろしくお願ひいたします。

では、この議題については一旦切らせていただきまして、追加の御意見、御質問がある場合は、先ほどと同じですが、後日、事務局にメール等で御連絡いただきたいと思います。

では、議事（3）について御説明をお願いいたします。

○事務局より、資料3「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方について」を説明。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

質問、コメントについて、これまでと同じ方式で進めますので、御意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

福島委員、お願いします。

○福島専門委員 御説明ありがとうございました。

ほかの2つの議題と違って基本的な考え方のまとめなので、こんなものだと言われればそうなのですけれども、出来上がりを見る限りは事例集のように見えてしまって、基本的な考え方なので、もう少しコンセプトというか思想的なところがちゃんと入ったほうがいいかなと。特に趣旨ですね。前回パワポの資料に趣旨が割としっかり書かれていたのでもどこに行ってしまったのかなと思ったら、「はじめに」というところに書いてあって、こういうことがあるから非保有という手法が有効なのだよというまさに考え方をしっかり本文の中に書き込んだほうがいいのではないかというのが一つです。

同じことで、恐らく自治体さんが非保有に対して抵抗があるというのは、所有権が民間側などに移ってしまう不安感というところが一番大きいのだろうという話を前回させていただいて、具体的には恐らく所有者要件みたいなことを固めていくのだということかというところまでたしか前回申し上げたのですけれども、そこまで書く必要はないと思うのですが、そういったことをやって所有者の要件を固めていくのですよというまさに考え方、思想みたいなところが本文の頭にあったほうがいいのではないかという気がしました。

以上です。

○北詰部会長 よろしくをお願いします。

○井村企画官 御意見をありがとうございます。

「はじめに」のところで趣旨的なものを書いておられますけれども、委員御指摘のとおり本文中にもあったほうがいいという御意見でございましたので、少しどういった記載にするかについて検討したいと思います。

○北詰部会長 基本的考え方というタイトルに沿った章立てにさせていただければと思います。

次に村松委員、お願いできますか。

○村松専門委員 村松です。ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。事例が非常に豊富にあって、これをこれから取り組もうとされる自治体さんにとっては非常に有効なものになるのではないかと感じました。

若干技術的な話になってしまうのですけれども、幾つか述べさせていただければと思います。質問になります。1点目は、固定資産税の負担の話についてです。ファイナンス・リースのところで固定資産税等の税金を見込むことができると明確に書かれておったのですけれども、一方では、過去にBOT税制という形でPFIの促進をするためにBOTにおかれても運営中は税負担の猶予で返還時に免除するという政策が取られたことがあったと思います。こちらで挙げている非保有方式、定義で申し上げれば、民間が保有するので当然固定資産税が発生しますよね、ということなのかと思ったのですけれども、税の問題をどのように整理しているのか。課税が民間側で発生すれば当然民間としては料金の中で回収するので、ぐるっとお金が回るだけではあると思うのですけれども、その整理がどうなのかという

のは気になりました。

2点目、これもお金の話になってくるのですが、高浜市役所のケースやいわて第2クリーンセンターのケース、こちらでは期間が終了したときに更地で返す形になっていたかと思えます。土地自体は地方公共団体が保有していらして上物を民間が保有する形なのですが、ただ、更地にして返すということですが、終了前に在り方検討を再度行って、延長するのか、やっぱり潰してしまうのかという議論があるように見受けられました。そうしたときに、更地化するためのコストをこの事業の中でどのように見込んで民間側は回収をしていくのかということなのですね。実際に発生したときにぼんと請求する形にはしづらいと思えますので、期間にわたって少しずつ回収していくようなスキームになるのではないかと思うのですが、その場合に、終了前に在り方検討を行って最終的な結論が変わりましたという、難しいことになるのではないかというのが一つです。

3点目は大分先の話になってしまうので頭出しだけなのですが、今回ファイナンス・リースという言葉もありましたけれども、リース会計の基準が日本の会計基準の中で変更が検討されておりまして、将来的にはファイナンス・リースやオペレーティング・リースということは関係なく借手側が資産計上するような形になるかと思えます。恐らくそれが出来上がってからは公会計でも取扱いを検討することになると思えますので、それはこちらで言うよりかは別のところに持って行って話をするようなことかもしれないのですが、リースという概念がまた将来には変わってきますよということをちょっとだけ頭出しさせていただきました。

以上になります。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

○井村企画官 3点御質問をいただきまして、ありがとうございました。

まず固定資産税の関係でございまして、固定資産税の税収を見込むことができると書いていますが、少し誤解を与えるような表記になっていますので、書きぶりについては検討させていただきたいと思ひます。

いわて第2クリーンセンターの関係でございまして、今、手元に詳細なデータがありませんので、また調べて御報告をさせていただきたいと思ひます。

3点目のリース会計の話で、リースの概念が変わるかもしれないという話がありましたので、御意見を参考にさせていただきたいと思ひます。

○北詰部会長 また委員に具体的に返事をするというスタイルにさせていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

そういたしましたら、次は下長委員、お願ひできますか。

○下長専門委員 今の御指摘にも関連するのですが、ファイナンス・リースという言葉が非常に気になっていて、一般的に「リース」と言われている中で、あえて「ファイナンス・リース」という言葉で統一されているのですが、この意図を確認したいです。単に「リース方式」では駄目なのかということですね。

質問の意図としては、PFIに基づくBOTにおいても要件を満たす、条件次第ではいわゆる会計上ファイナンス・リースに当たると考えられますので、ある意味、PFIのBOT、B00の中にもファイナンス・リースとイコールのものがあるのかなという中で、たまたま契約の根拠法はPFI法によるのか、単にリース契約によるのかの違いだけかということで、その差がよく分からないなということで、自治体さんにとってはファイナンス・リースとはそもそも何なのというところからまた始まって、リースと何が違うのという概念混乱が起こるのではないかと感じました。

以上です。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

○井村企画官 昨年度の議論の中でファイナンス・リース方式とB00方式を分けて整理されていたので、我々としてはそういった整理をしていたのですが、今いただいた御意見を踏まえまして少し検討したいと思います。

○北詰部会長 名前を変えるにしても補足的に書いておいていただいたほうがいいかなとは思ひます。

○下長専門委員 この辺り、逆に会計に詳しい他の先生から、もし私の認識が不足しているところがあれば補足等御意見をいただきたいと思うのですが、ファイナンス・リースのほうがよろしいのでしょうかという素朴な疑問です。

○村松専門委員 村松です。

先ほど下長委員がおっしゃったように、実態からするとまさにファイナンス・リースということだと思ひます。ただ、おっしゃるとおり、自治体の方がファイナンス・リースとオペレーティング・リースがあつてという分け方は恐らく認識はしていらつしやらないと思ひますので、「リース」と書いていただきつつも、ただ、短期、例えば1年更新、2年更新のような賃貸借の物件はこういったケースではなかなか当てはまらないと思ひますので、そういったものを除くという注釈をつけていただくぐらいで簡易に御理解をいただくようにする方法がひとつかと思ひましたが、いかがでしょうか。

○北詰部会長 下長委員、よろしゅうござひますか。

○下長専門委員 その辺り、自治体さんから見分かりやすくしていただけたらいいなと思ひました。

○北詰部会長 趣旨としてはおっしゃるようひ自治体さんが見分かるようひということでござひますので、タイトルを適切にして注釈を入れていただくというスタイルでよろしくお願ひします。

難波委員、お願ひします。

○難波専門委員 ありがとうござひます。

私から2点あります。前回の事例の紹介ですとか留意点の書きぶりのところで、例えば長期的に見たときのメリットと短期的なメリットみたいなものをもう少し分けて書いていただけるといいかと思ひます。というのも、紹介されている事例が比較的長期間なものが

多かったりするので、何となくいきなり非保有手法は30年の契約をするのがいいのかな、みたいな勘違いをされる方がいたりするかもしれないので、長期的にはこんなメリットがあります、短期的にはこんなメリットがありますとか、今、維持管理が民間でできるので一括でできますというところで、どういった業務が実際に軽減されますよ、みたいなところをもう少し分かりやすく書いていただけると、導入をするに当たって検討しやすくなるのかなと思うのが1点目です。

もう一点目は、これは先ほど「はじめに」に書かれているところというお話も出ていたのですけれども、どうやったらこれが公共施設マネジメントに結びついていくのかというのをもう少し強く書いていただければと思います。これは必ずしも民間に保有してもらっただけが答えではなくて、公共がそれぞれ持っている施設に重複した機能があって、それをどこかが固定的に持つ必要がないのだというのも一つの考え方としてはあると思います。ですから、この施設の借り上げ方式のところ、特に特殊な設備を必要としないようなものは相性がいいですという書き方はされているのですけれども、これを例えば公共施設マネジメントの文脈に落とし込んだら、こういう施設とこういう施設はこのようにできますよ、それは民間でなくて公共同士でもできますよというようにもう少し書き込んでいただくと、単なる基本的な考え方、事例集というよりも、公共施設マネジメントのこれから第2期の計画をしていくに当たって、こういう考え方を取り入れてもっとこうやっていこうということが自治体さんの参考になるのかなと思います。

以上です。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

○井村企画官 1点目の長期的なメリットと短期的なメリットを書き分けるべきという御意見につきましては、そういった方向で整理をさせていただきたいと思ひます。

2点目の公共施設システムマネジメントの文脈を最初に入れたほうがいいという御意見がございましたので、全体的に「はじめに」に書いている内容を見直すに当たりまして、「はじめに」のところを本文に入れる方向で見直す中で、少し書きぶりについては整理をしたいと思ひます。

以上でございます。

○北詰部会長 これは書きぶりですので、ぜひよろしくお願ひします。

どうぞ。

○難波専門委員 今のところで、非保有手法と言いつつ民間だけでなく公共の間でというところもぜひちょっと見ていただければと思ひます。

○井村企画官 また相談させていただきたいと思ひます。

○北詰部会長 御検討ください。よろしくお願ひします。

山口委員、お願ひします。

○山口委員 山口です。

今回の基本的な考え方の中身そのものではなくて、先ほど難波委員から公共施設マネジ

メントについても書いたほうが良いという話があったのですけれども、あまり今回の基本的な考え方の中であれもこれもと書くと、使う自治体としては使いにくいのかなという気がするので、基本的な考え方にとどめていただいて、その後、次の段階で何かマニュアル的なものをつくる予定があるのかなのかということ、今後の取組ですね。次年度以降、これについてどう事業推進部会で検討し、何か文書的なものをつくってマニュアルみたいなものを出していくのかいかなのか、あるいはマニュアルがなじまないのか基本的にはこの基本的な考え方のみという形で、そのブラッシュアップということを想定しているのか。この基本的な考え方のみでやっていくのであれば難波委員がおっしゃったようなものも全部盛り込む形にしたほうが良いと思うのですけれども、基本的な考え方とは別の何か文書を今後つくる予定があるのであればそちらに盛り込むべき内容はあると思うので、その辺りをどうお考えなのかを伺いたいというのが一点です。

もう一点なのですけれども、以前事後評価のところではPFIの実施、終了した案件について実際に検証していくというところの中で、ごみ焼却施設などはDBOでやっているということ、私に話したのですけれども、DBOは民間資金を使わないということでPFIの実施件数には含まれていないのです。そうした場合に、今回非保有に関してこのような4つの類型を出しているのですけれども、これは基本的な考え方で出しっ放しにするのか、そうではなくて、これは出した上で実際に自治体がどの方式をどれだけ行っているのかという実施件数ですね。これをきちんと定期的に調査をしてカウントしていくのか。BOOについてはPFIに含まれるのでPFIの実施件数のところでフォローできると思うのですけれども、それ以外についてはPFIの実施件数には入ってこないで、PFIの実施件数とは別にこういったものについて実施がどれだけ行われているのかをきちんとフォローしていくのか。自治体の財政事情によって、非常に財政事情は厳しいのでPFIという形で一から施設を建設するのではなくて非保有を積極的に選択するという自治体もあろうかと思えます。これも当然PPPに含まれますので、こういった方向性を打ち出しているということは、実際に非保有がどれだけ自治体で積極的に活用されていくのかは、件数をきちんと調査してフォローしていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○北詰部会長 よろしくお願ひします。

特に1点目はそれぞれの書きぶりが変わってきますので、何か今の段階でお答えできることはありますか。

○井村企画官 今のところはマニュアルをつくる予定はなくて、この基本的な考え方でまとめる予定でございます。

○北詰部会長 2点目はどうでしょう。

○井村企画官 実施状況についてフォローするということにつきまして、我々は今のところ考え方はなかったのですけれども、山口委員の意見を踏まえまして少し検討して、フォローする必要があるればフォローしていきたいと考えています。

○松本審議官 PPP/PFIの事業規模目標とか、いろいろな大きな上位の目標等もございますので、今は令和4年度までの計画でそういう目標を立てているのですが、まさに数値を把握するというだけなのか、それとも政府としてこれらも含めて目標を立てていくのかなど、そういう議論とも非常につながりますので、目標の議論などもまた別途やっていく中で整理をしていきたいと思えます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

山口委員の1点目の趣旨は、もしこの後マニュアルのような細かいことをやらないのであったら、いろいろな御意見があったものをこの基本的考え方の冊子の中で、触れる密度がどれぐらいになるかはアレンジしていただくとしても入れていただいて整理をするということですので、その辺も踏まえてよろしくお願ひします。

そういたしますと、時間は随分過ぎてはいるのですが、たくさんの御意見をいただきましたし、とても重要な御意見ばかりでしたので、受け付けた形でマネジメントさせていただきました。どうもありがとうございます。

議題(3)でも結構ですし、議題(1)(2)も踏まえて全体を通してでも結構ですので、横山委員、渡辺委員、もし御発言がありましたらと思えますが、いかがでしょうか。

では、渡辺委員からよろしくお願ひします。

○渡辺専門委員 NTTデータの渡辺です。

2点ほど意見を述べさせていただければと思えます。まず1点目が、事後評価マニュアルについて、資料1-2で下長委員から御発言があった点、重なりますが、改めてお願ひをしたい点としてコメントさせていただければと思えます。こちらの発言の内容で、委託先の支出情報、こういったところの開示は相当難しいのではないかということです。事業者のノウハウに少し関わってくることであろうかと思ひて、このマニュアルの7ページの最後の3行ですが、書き方について少し見直しを御検討いただければと思ひております。これがまず1点目です。

2点目につきましては、民間提案推進マニュアルの改定について、資料2-1でございます。こちらの6ページに「ヒアリング結果の概要②」とありまして、熟度の高い提案を広く受け付けるための工夫などということが、民間事業者からのコメントとして記載されているものがございます。自治体のウェブサイトの構造が分かりづらく、なかなか民間事業者側で最新情報が収集しにくいという意見がございました。こちらは私も非常に同感しているところがございます。マニュアルの内容検討とは少し異なるのですが、国として何らか支援していただける方法がないのか、御検討いただけるとありがたいと思ひました。例えば民間発意を期待している自治体のこのような情報を一元化する情報サイト、仕組みがあれば、非常に意見も活性化するのではないかと思ひます。マニュアルの内容検討と少し異なってしまうかもしれませんが、御検討いただけると非常にありがたいと思ひました。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

1点目は強調してくださいということでした。2点目は若干提案に個別性がありますが、どう一元化できるかはありますが、御検討いただければと思います。

渡辺委員、よろしいですか。

○渡辺専門委員 はい。ありがとうございます。

○北詰部会長 横山委員、お願いします。

○横山専門委員 ありがとうございます。

1点だけ御確認をさせていただきたいのですけれども、今回の議事の中で、特に前半の中で情報開示というお話がございました。これは非常に大事なことだと思っております、今回こうしたマニュアルをつくられることは大変有意義であると思っております。

と申しますのは、これはぜひ二本松先生あたりに教えていただきたいと思うのですけれども、現状でも意識の高い企業は、あるいは最初のPFIの選定に漏れた企業、あるいは新規参入を狙っている企業は、今の事業を受けている企業体の情報を、情報公開請求制度を使って得ようとしているところが見受けられます。そうしたときに、自治体の裁量だと思っておりますが、全て企業秘密ということで、黒塗りでほとんど情報を開示しない自治体があったり、自治体によってはかなり情報を開示してくれるような自治体があると事業体の企業の中からお聞きしたりします。より健全な情報開示というものが非常に大事になるだろうと思っております。既存の情報公開請求制度とPFI情報の開示との関係性は、一度整理をしてはいかかかということをおもいますし、そうしたガイドラインというものはないと思っておりますけれども、これを機に健全な情報開示は、もちろん既存の企業の知的財産は守られなければいけないと思っておりますが、そういう絡みの中でどこまでは開示していくのか、どこまでは知財なのか、こうした整理を一層進める必要があるのではないかと思います。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

○松本審議官 情報開示につきましては、PFIというものが、従来公共がやっていたものを官民連携でやるという形でございますので、そこのところは、公共のときにやっていた情報が少なくとも開示されていくということは、住民の理解やいろいろな関係者、あるいは先ほど横山先生がおっしゃったような入札に漏れた方などを含めていろいろ御関心がある点なのかなと思っておりますし、情報開示は重要だということで、ただ、法人の競争上の情報は難しいわけでございますので、そういうものを除いてなるべく開示するよというところはガイドラインで示してはいるところでございます。

地方の条例におきましても、これは国の情報公開法にかなり近い形でできているのではないかなというのが多いと思っておりますが、もちろん条例制定権は市町村、公共団体独自にございますので違う場合もあると思っておりますが、基本的には法人の競争上のいろいろな情報は非開示情報になっているのが通例なのではないかなと思っております。ただ、非開示情報が公開できないのかどうかといいますと、これはまた公益上とのバランスで、公開が全くできないというわけではないわけでございます。ただ、当然情報をお持ちになっている方へのいろいろな手続規定があったり、意見をもらうとか、お話しするという規定があった上での話で

ございますが、一般的には競争上の情報は非開示情報ということで整理はされております。そのような中で、私どものPFIを皆様が御理解して進めていくためにはできるだけ情報開示、いろいろな一定の制約はありますけれども、その中で情報開示を積極的にやっていくことが重要だと思っているところでございます。

○北詰部会長 二本松委員、御指名がありましたけれども、いいですか。

○二本松専門委員 個別にまたお話しさせていただければと思います。

○北詰部会長 了解です。ありがとうございます。

横山委員の趣旨は、既存の枠組みは当然あるし、各自治体の御意思もあるのだけれども、まさしく今おっしゃった「できるだけ」の中身ができるだけというだけでは不足だから、もう少し各自治体ができるだけ努力しやすいような、そういう仕組みをつくりましょうとか、あるいはエンカレッジしましょうという御趣旨ですので、これは今日の議題の中では「できるだけ」でとどめさせていただいて、その思いを引き続きつないでいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○横山専門委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○北詰部会長 では、すみません。時間が30分も超過してしまったのですが、たくさんの御意見をいただきましたし、非常に有効な議論だったかと思っておりますので、御容赦ください。

議題としてはこれで終わりたいと思っておりますけれども、たくさん御意見をいただきまして、修正がたくさんあろうかと思っておりますので、これを踏まえて事務局が修正をされると思えます。その内容をまた各委員にメール等でフィードバックさせていただいて、自分の言ったことがある程度反映されていることを御確認いただくというステップを入れさせていただいて、その上で最後の取りまとめはバランス等がございますので、その部分については大変恐縮ですが、部会長の私に御一任いただければと思っておりますので、よろしゅうございますでしょうか。

では、そういう形にさせていただきます。よろしくお願ひします。

最後に、事務局から御連絡いただければと思います。何かありましたら、どうぞ。

○井村企画官 特段連絡事項はございませんけれども、本日は長い間御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど北詰部会長からありましたとおり、事務局で一旦修正した上で委員の皆様個別に確認していただいて、最終的には部会長に御確認をいただいた上で公表・周知を行っていきたいと考えております。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございます。これで閉会させていただきたいと思ひます。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。